

鎌倉市芸術館指定管理者選定委員会
審査結果報告書

令和3年(2021 年)11 月

1 概要

鎌倉芸術館は、平成5年（1993年）10月に開館して以来、これまで数多くの優れた芸術文化事業を実施してきた。

鎌倉市は、指定管理者に様々な芸術文化活動を通じ、新たな鎌倉の文化を創造・発信することはもとより、市民、市民団体、企業等と連携しながら、芸術文化の振興並びに心豊かな社会形成に資することを求めている。

令和4年（2022年）4月から令和9年（2027年）3月までの鎌倉市芸術館指定管理者を公募したところ、応募がなかった。現指定管理者からの業務引継ぎに時間を要することから、鎌倉市は公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団を指定管理者提案者として指名し、当財団から提案書が提出された。

鎌倉市芸術館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）では、公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団から提出された法人等に関する応募書類及び提案書をもとに書類審査及びヒアリングを行った上で、次期指定管理者として適格であるかどうか審査し、鎌倉市芸術館指定管理者候補者に決定した。

2 鎌倉市芸術館指定管理者選定委員会

委員長 間瀬 勝一 （(公社)全国公立文化施設協会アドバイザー）
副委員長 垣内 恵美子（政策研究大学院大学教授）
委員 佐々木 厚 （社会保険労務士）
委員 長坂 祐司 （税理士）
委員 中村 牧 （横浜市磯子区民文化センター杉田劇場館長）

3 委員会開催の経過

- (1) 第1回選定委員会 （令和3年(2021年)4月9日（金）開催）
 - ア 委員長・副委員長の選任
 - イ 指定管理者選定のスケジュールについて
 - ウ 次期指定管理者選定の考え方について
 - エ 募集要項等について
- (2) 第2回選定委員会 （令和3年(2021年)4月26日（月）開催）
 - ア 募集要項等について
 - イ 審査基準について
- (3) 第3回選定委員会 （令和3年(2021年)7月21日（水）開催）
 - ア 応募状況について
 - イ 募集要項等について
 - ウ 審査基準について

(4) 第4回選定委員会 (令和3年(2021年)10月29日(金)開催)

ア 書類審査

イ 公開ヒアリング

ウ 鎌倉市芸術館指定管理者候補者の決定について

4 提案事業者

鎌倉市芸術館次期指定管理者提案者として指名した公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団（鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体）から提案があった。

5 審査の方法

委員会では、鎌倉芸術館指定管理者提案要項及び業務基準書に基づいて提案者から提出された法人等に関する応募書類及び提案書をもとに書類審査及びヒアリングを実施し、各委員の採点による評価を行った。

審査については、委員会で決定した審査基準により、33の審査項目を設定し、270点満点とし、それぞれの委員による評価の平均点を算出し、270点満点中で6割以上（162点以上）に達した場合に、鎌倉市芸術館次期指定管理者として適格であるものとした。

6 審査基準

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができ、必要な人材を確保できると認められること。
- (4) 安定した経営基盤を有していること。
- (5) 指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであること。
- (6) 鎌倉市における文化芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての芸術館の役割を適切に担えること。

7 審査の結果

書類審査及びヒアリングを行い、次のとおり270点満点中で6割以上の得点を得たことから、鎌倉市芸術館次期指定管理者として適格であると判定した。

評 価 項 目	項目数	配 点	得点(平均)
1 管理運営の基本	12項目	60点	40.4点
2 利用の承認、その取消し等に関する業務	9項目	50点	36.8点
3 芸術文化の振興に関する業務	7項目	130点	89.8点
4 施設及び設備の維持管理業務	5項目	30点	22.0点
計	33項目	270点	189.0点

8 総評

審査結果を次のとおり総評する。

提案者である鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体は、財団を中心として地域に根ざした活動を行っており、これまでの経験やネットワークを生かした運営が期待できるとともに、地域への貢献に対する強い自負がうかがえる。

今回の申請では、鎌倉市が提案要項等に求めるとおり、鎌倉芸術館を芸術文化創出の拠点とすることを基本目的に掲げ、多彩な事業が提案されており、また、これらを実現するために必要な体制や専門性もヒアリングにおいて確認できたことから、次期指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。

9 付帯意見

- (1) 提案者は、次期の鎌倉芸術館指定管理者に指定された場合、以下の事項について特別に配慮されたい。

ア 市民・利用者へのサービス向上を念頭において、引き続き指定管理業務の水準を維持すること。

イ 市民との協働に注力し、市民向けの事業の充実を図ること。

ウ 管理・運営に当たり、事業企画、舞台運営、財務、労務などについて、専門性の高い外部アドバイザーから、意見・提案を適宜聴取できるような体制を鎌倉市と協議して整えること。

- (2) 鎌倉市は、指定管理者の事業計画・収支予算を把握するとともに、指定管理者と課題を共有し、指定管理者に対し必要な指導・助言を行うこと。